

令和6年度「世界で最も美しい富山湾」活用・保全連携事業費補助金 募 集 要 領

1 目的

富山湾沿岸市町が民間団体等と連携して新たに取り組む富山湾の活用・保全を図る事業を支援することにより、官民がこれまで以上に連携・協力して富山湾の活用・保全に取り組む体制を推進するもの。

2 補助の対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、富山湾沿岸市町等の補助等（※）を受けて民間団体・事業者（実行委員会組織によるものを含む）が実施する次の事業のうち、新規性のある事業とし、従来からの継続事業は対象としません。（新規事業に加え、従来の事業内容を一部ブラッシュアップし、新規性を加えた場合も対象となります。）

- ・ 富山湾の魅力を活用し、観光交流の促進や地域活性化を図る事業
- ・ 富山湾の環境保全を図る事業

（※）市町等が当該事業費の一部を直接または間接的に負担（負担金、補助金等の支出）していることが要件となります。

3 補助の対象団体

富山湾沿岸市町等と連携して事業に取り組む民間団体・事業者
（実行委員会組織によるものを含む）

4 補助事業実施期間区分（補助対象期間）

事業期間（補助対象期間）は、補助金の交付決定日から、令和7年3月31日までの間とします。

5 補助金額及び対象経費等

補助率、補助額及び補助対象経費は、次のとおりです。

なお、県の他の補助金を受ける場合は、交付の対象外とします。

補助率	補助額	採択件数
2分の1以内	上限 1,000 千円	2 件程度
対象経費		
「1 補助の対象事業」に記載した事業の実施に要する経費		
【例】(1)事前準備に係る経費		
・ 事業実施、参加募集等の告知、周知、啓発に係る広告宣伝費等		
・ 連絡調整等に係る通信費、消耗品費、印刷費等		
・ その他事前準備に直接必要と認められる経費		
(2)事業実施に係る経費		
・ 実施会場における会場借上げ費、製作費、物品等購入費、消耗品費、運搬費等		
・ 講師等に対する謝金、旅費等		
・ その他事業実施に直接必要と認められる経費		
(3)その他の経費		
・ 補助金交付申請書及び実績報告書の提出に係る経費		
・ その他必要と認められる経費		

6 補助金の申請方法

(1) 提出方法：郵送、持参またはメール申請

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
富山県観光振興室 国際観光課
TEL：076-444-8752 FAX：076-444-4404
Email：ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

(2) 提出書類

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書（様式第1号）
- ・ 収支予算書（様式第2号）
- ・ その他必要と認める書類（申請団体の概要が分かるもの（構成メンバー、規約）等）

7 補助事業の募集期間

令和6年4月26日（金）～5月17日（金）

8 補助金の交付決定

事業の目的、内容等を審査のうえ、補助金交付の有無を決定します。※決定後は、申請団体に結果通知を送付します。

9 補助事業実施の留意点

- (1) 事業実施状況がわかるよう写真を撮影し、事業完了後の実績報告書に添付願います。
- (2) やむを得ない事情等により、事業を中止又は変更をする場合には、必ず事前に関にご相談ください。変更承認申請書の提出が必要になります。

「変更」 ① 補助事業の内容を変更するとき。
② 補助対象経費の20%以上を変更するとき。

10 補助事業終了の報告

補助対象事業が終了してから30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

(1) 提出方法：郵送または持参（交付申請と同様）

(2) 提出書類

- ・ 実績報告書
- ・ 実施報告書（様式第4号）
- ・ 収支決算書（様式第5号）
- ・ 記録写真等活動の実績を明らかにする資料
- ・ その他必要と認める書類（支出証拠書類 等）

※提出された書類はお返ししません。